

「消費者基本計画工程表改定素案」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	意見			
		対象箇所はプルダウンリストから選択してください。			
		施策名	項目名	意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)	
1	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	KPI(アウトカム指標)	KPIとして「1事故情報データベースに登録された事故情報件数」「2注意喚起の認知度」が掲げられているが、取組の効果を計るには”注意喚起によってどの程度事故が減少したのか”という事実に基づく指標も必要ではないか。	
2	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等	KPI(アウトカム指標)	消費者契約法を含めた消費者法制の整備のKPIとして、(参考)消費者契約法等に関する学術研究の数が挙げられているが、学術研究が増えることと消費者法制の整備がどのように関係するのかが分かりにくい。有識者との意見交換を踏まえて、学術的に消費者法制を整備することが目的であれば、KPI指標としては、有識者との意見交換を踏まえた学術論文数の増加のように直接的な表現にした方が分かりやすい。	
3	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等	取組	目標にある消費者契約法を始めとする消費者法制について事業者の意識向上を図るために、事業者又は事業者団体に対して消費者契約法に関する研修・講演を実施することは大変意義のある取組だと思うが、更なる推進のため、要望に応じて個別の事業者に対しても実施する様、対象を拡大願いたい。	
4	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	4. 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の強化	取組	目標にある「不当表示の未然防止の取組」の1つとして、取組に「d消費者団体、事業者団体等に対して景品表示法の理解を促進するよう、研修や講師派遣等を実施する。」とあり、大変意義のある取組だと思うが、更なる推進のため、要望に応じて個別の事業者に対しても実施する様、対象を拡大願いたい。	

意見 No.	氏名 ・ 法人名	意見		
		対象箇所はプルダウンリストから選択してください。		
		施策名	項目名	意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
5	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	6. 高齢者、障害者等の権利擁護の推進等	取組	今後、増加が見込まれる高齢者や障害者を中心とした消費者トラブルの防止については社会の安定を図る上でも重要な取組である。その為に成年後見制度や市民後見制度、見守りネットワークの充実は有効と考えるが、一長一短もあり総合的な観点が必要。この点、各省庁連携の下、消費者庁が中心となり全体の整合性を取りながら推進頂く事を期待したい。
6	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	取組	食糧資源の乏しい当国にとって、食品ロスを削減することは社会の安定という点においても非常に重要な取組と認識しているが、この取組を推進するに当たっては一部の意識の高い消費者による行動だけでは不十分であり、意識が低い消費者の行動がポイントと考える。この点、官民連携で推進している「てまえどり」は意識が低い消費者にも浸透しつつあり、こういった実効性のある取組を企画、継続、拡大していくことが肝要である。なお、このような観点からすると、一時期広がりを見せた3010運動はコロナの影響もあってか停滞気味であるが、今回のコロナの5類移行を機に改めて注力すべき取組の一策と考える。
7	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	10. エシカル消費の普及啓発	取組	エシカル消費は持続可能な社会の維持、発展に不可欠であり、その為には一部の意識の高い消費者による行動だけでは不十分であり、情報提供を行ってもなおエシカル消費に興味が無い、若しくは意識が低いといった消費者を含む国民全体の行動とすることが肝要である。この点、現在の取組はエシカル消費醸成の為の取組が大半を占めているが、消費者の倫理観に頼らない施策を同時並行的に企画実行することが重要と考える。
8	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制整備	KPI(アウトプット指標)	KPIとして「6消費者教育ポータルサイトのアクセス件数、教材件数、取組件数、講師派遣団体数【件数の増加】(消費者庁)」が掲げられているが、アウトプット指標として「件数」に限らず、個別具体的な取組(各ポータルサイトに掲載されているサイト等)を積極的に公開していくことも、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に資するのではないかと考える。
9	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制整備	KPI(アウトプット指標)	KPIとして「10大学等における消費者関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合【取組割合の増加】(文部科学省)」が掲げられているが、アウトプット指標として「取組割合」に限らず、個別具体的な取組(各大学等で開講されている講座等)を積極的に公開していくことも、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に資するのではないかと考える。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	意見		
		対象箇所はプルダウンリストから選択してください。		
		施策名	項目名	意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
10	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制整備	—	先日発表された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(令和5年3月28日変更)では対象期間が5年間から7年間に変更になっているが、消費者を取り巻く環境変化が激しい時代において7年とはかなり長い期間であり、期中において方針の見直しが必要になってくる。工程表についても、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の期中見直しに合わせ、活動の検証やKPIの見直しなどを柔軟に進めていただきたい。
11	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	全体	—	【令和4年と令和5年の工程表案の構成について】 令和4年の工程表と構成を変えてKPIの重点を絞り、前年度の170項目から14の重点施策に絞ったこと、アウトプットだけでなくアウトカムも重視するという考え方は理解できるが、その考え方について、参考資料の添付に留めることなく、工程表の改定を発表する際にしっかり説明をしていただきたい。
12	公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)	全体	—	第4期消費者基本計画では、今期における消費者政策の基本的方向の一つとして、「消費者の自立と事業者の自主的取組の加速」をあげているが、この政策に関するKPIが見当たらないのが残念である。事業者の消費者志向経営の推進、消費者と事業者の協働の推進、消費者市民社会の理解向上などは重要な政策であり、KPIとして追加を検討いただきたい。